

あなたの力が「ふるさと」を守る！消防団員募集



益城町消防団は、平成28年熊本地震、令和5年7月豪雨などさまざまな災害で多岐にわたり活躍していますが、少子高齢化や社会構造の変化などにより、年々、団員数が減少しています。ふるさと「益城町」の安全安心を守るため、消防団は不可欠です！ぜひ、皆さんの力をお貸しください！

団員には、「年額報酬」と災害などの出動に対する「出動報酬」の2つの報酬がある他、公務災害補償、福祉共済、退職報償金などさまざまな制度により消防団の活動が保障されています。

入団を希望する人は、知り合いの消防団員が役場危機管理課にご連絡ください。入団を希望する班へ取り次ぎます。

入団資格 町内在住か在勤の18歳以上60歳未満

☎ 危機管理課 ☎ 286-3210

農地の貸借の手続きが変わります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定(所有者と耕作者との相対による契約)は、令和7年3月で廃止となります。

令和6年度までに設定したものについては、契約期間満了日まで有効です。

申請期限 令和7年2月19日(水)

利用権設定の廃止に伴い、「農業経営規模拡大促進事業助成金」も併せて廃止となります。

令和7年4月以降に利用できる貸借契約

- ・農地中間管理機構※を介した貸借
- ・農地法3条による貸借

※熊本県知事が指定する公的機関。農地の所有者(出し手)から農地を借り受け、耕作者(受け手)へ農地を貸し付けます。

申請先 産業振興課 農地係(農業委員会)

	利用権設定促進事業 令和7年3月まで	農地中間管理事業 令和7年4月から
契約方法	農地の所有者(出し手) ↓貸し付け 耕作者(受け手)	農地の所有者(出し手) ↓貸し付け 農地中間管理機構 ↓貸し付け 耕作者(受け手)
賃借料の支払い	耕作者(受け手) ↓支払い 農地の所有者(出し手)	耕作者(受け手) ↓支払い 農地中間管理機構 ↓支払い 農地の所有者(出し手) ※物納の場合は直接支払い

☎ 産業振興課 農政係・農地係(農業委員会)

☎ 286-3277

家庭教育支援員

家庭教育支援員は町内の幼稚園、保育所、小・中学校で子育てに関する悩みを聞いたり講演を行ったりしています。乳幼児健診などにも顔を出していますので、見かけたらぜひ気軽にお声がけください。

☎ 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 286-3337

支援員の
津田美保です。
よろしく
お願いします。

